

廿日市市市民活動センター公衆無線 LAN 利用規約

(趣旨)

第1条 廿日市市市民活動センター公衆無線 LAN 利用規約（以下「本規約」という。）は、廿日市市（以下「本市」という。）が廿日市市市民活動センター（以下「センター」という。）の来館者に係る利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 本サービスは、センターの来館者に対し、インターネットへの接続を可能とするものである。

(サービスの利用)

第3条 本市は、本規約及び本サービスを提供する FREESPOT 協議会が定める「FREESPOT サービス利用規約」に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスの利用を認めるものとする。

- 2 利用者は、本サービスの利用に当たり、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、本サービスの利用に当たり必要な通信機器（無線 LAN（Wi-Fi）機能及び Web ブラウザを搭載したパーソナルコンピュータ、スマートフォン等）を準備するものとする。
- 4 本サービスの利用時間はセンターの開館時間とし、利用料金は無料とする。
- 5 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 6 本サービスの利用者は、他の来館者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用手続)

第4条 利用者は、本規約に同意の上、接続後表示した Web ブラウザに必要な事項を入力し、本サービスの利用申込みを行うものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の財産若しくはプライバシー、著作権その他の権利若しくは法律上保護すべき利益を侵害する行為若しくは侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本市若しくは第三者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 選挙運動又はこれに類する行為
 - (7) 性風俗又は営利活動、宗教活動若しくは政治活動に関する行為
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為
 - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
 - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で、特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (11) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータを送受信する行為
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、法令等に違反し、若しくは違反するおそれのある行為、本市が不適切であると判断した行為又は本サービスの運用管理に支障があると認められる行為
- 2 利用者は、前項各号に掲げる行為によって本市又は第三者に損害を生じさせた場合は、その損害に対する全ての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 3 本市は、第1項各号に掲げる行為を助長するおそれのあるサイトへの接続を制限することができるものとする。

（サービスの利用停止）

第6条 本市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに本サービスの利用を停止することができるものとする。

- (1) 前条第1項に規定する禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約又は FREESPOT サービス利用規約に違反した場合
- (3) その他利用者として本市が不適切と判断した場合

（損害賠償責任）

第7条 本市は、利用者が前条各号のいずれかに該当する場合において、損害を被ったときは、当該利用者に対し、その賠償を請求できるものとする。

（サービスの利用中止）

第8条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステム保守及びセンター設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事情がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

2 本サービスの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第9条 利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、本市はいかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供に当たり、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えいその他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更等)

第10条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の変更並びに本サービスの内容の変更及び全部又は一部の廃止を行うことができる。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。